

やく
薬躍

みやこ通信

Vol.85

平成24年
10月号

今月のテーマ

訪問介護における 「同居」の問題

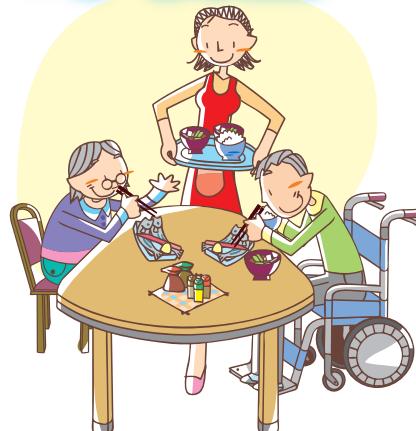
介護保険のサービスの中でも、みんなの生活に、特に身近なサービスとして「訪問介護」があります。その内容は、ヘルパーさんが利用者さんの家を訪問し、掃除や洗濯、調理等の家事を代行する「生活援助」と、入浴のお世話やオムツ交換、通院の援助等を行う「身体介護」に分かれます。

注：その他、通院等乗降介助（介護タクシー等）もあります。



「生活援助」の利用は、国の規定においては「利用者が1人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や他の家族等が家事を行うことが困難な場合」に限定されています。

同居されている家族の状況について、障害、疾病等がない場合には、1人暮らしと「同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合」に限り、利用できるとされています。



今月のみやこ通信は、この「1人暮らし」の状況を確認するために、それ以外の状況、「同居」について、少し考えてみたいと思います。

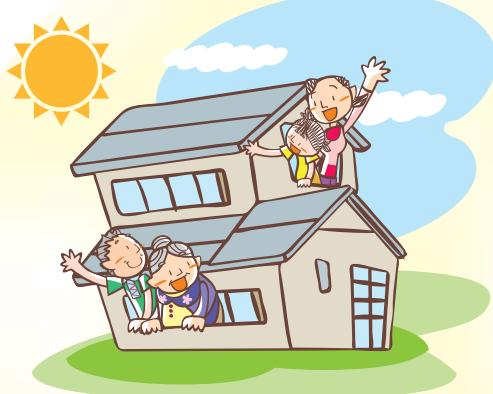
注：今回の内容は、京都市の考え方を示しており、他の自治体であれば判断が異なる場合もあります。

訪問介護で言う「同居」とは…

同じ建物（同一家屋）に居住しているかどうかだけで判断するのではなく、生活実態を総合的に考慮し、家族介護を行うことができる状態かどうかについて判断する必要がある、とされています。分かりやすく説明すると裏面の様になります。

● ● ● 利用者と家族がア、イの場合は原則「同居」とされます ● ● ●

ア

同一の建物(二世帯住宅を含む)に
居住している

イ

同一敷地内の別棟に居住している



アイに該当しなくとも、以下のウ、エ、オに該当する場合には、家族介護を行なうことが強く期待されるので原則「同居」と同様とみなす、とされています。

ウ

隣接した敷地であってお互いの敷地に容易に
行くことができる

エ

集合住宅の同一フロアである

オ

利用者と家族の居住地が、社会通念上利用者の援助
を行うことが期待される程度に近い

以上の場合には同じ家屋に住んでいなくても、家族が同居しているという扱いとなり、原則として「生活援助」を受けることが制限されます。

ただし、「生活援助」を受けなければ生活が成り立たない、やむを得ない事情がある場合には認められることもあります。詳細は、ケアマネジャー等にお聞きください。

(みやこケアプランセンターでも相談をお待ちしております)

**お薬や介護についてわからないことや、気がかりなことがありましたら、
お気軽にお尋ねください。**

みやこ薬局 本店・山科店・薬大前店・マツヤスーパー店
北山店・紫竹店・大宮店・みやこケアプランセンター(北山店横)

<http://www.miyako-ph.co.jp>

ホームページアドレスが変わりました

